

郡山市SNS動画制作及び広告配信業務委託に係る 公募型企画コンペ（企画提案競争）実施要領

第1 業務概要

1 業務名

郡山市SNS動画制作及び広告配信業務委託

2 業務目的及び内容

別紙「仕様書」のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 提案上限金額

3,075,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※ この金額を超えた提案は失格とする。

5 事務担当

郡山市政策開発部広聴広報課（担当：國分）

住所 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2061 電子メール kocho@city.koriyama.lg.jp

第2 参加資格要件

公募型企画コンペに参加できる者（以下「提案参加者」という）は、次の各項に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間）に本市又は他官公庁の動画制作及び広告配信業務を受託し完了した実績がある法人であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- 3 参加申込時において、国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置期間中の者でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 5 役員等（提案参加者の代表者若しくは役員又はこれらの者から本業務の取引上の一切の権限を委任された代理人をいう）が、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

第3 実施スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1 公告 | 令和7年10月24日（金） |
| 2 質問の受付期限 | 令和7年10月31日（金）午後5時15分まで |
| 3 質問への回答 | 令和7年11月4日（火） |
| 4 参加申込書等の提出期限 | 令和7年11月6日（木）午後5時15分まで |
| 5 資格審査結果通知 | 令和7年11月10日（月） |
| 6 企画提案書等の提出期限 | 令和7年11月17日（月）午後5時15分まで |
| 7 業務委託候補者の決定 | 令和7年11月21日（金） |

第4 参加手続等

- 1 質問の提出及び回答

- (1) 提出期限 令和7年10月31日(金)午後5時15分まで(必着)
- (2) 提出方法 質問回答書(様式1)を電子メールで広聴広報課に提出し、必ず電話で到達確認を行うこと。
- (3) 回答日 令和7年11月4日(火)予定
- (4) 回答方法 質問及び回答内容を郡山市ウェブサイトに掲載する。なお、質問者の名称は公表しない。

2 参加申込書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式2)

イ 業務実績表(様式3)

※ 「第2 参加資格1」に該当する業務実績を記載すること。

※ 当該業務実績表は、書面審査での評価対象として扱う。

ウ 法人概要(任意様式。パンフレット可)

エ 履歴事項全部証明書(写し可) ※発行日から3か月以内のもの

オ 納税証明書(写し可)

国税:様式その3の3(法人) ※発行日から3か月以内のもの

市(区町村)税:直近1年分の法人市(区町村)民税、固定資産税及び都市計画税、
軽自動車税、事業所税、入湯税

※ 法人市(区町村)民税以外は、納税義務のあるものに限る。

カ 委任状(様式4)

※ 支店、営業所等で申請を行う場合のみ提出が必要。

(2) 提出期限:令和7年11月6日(木)午後5時15分まで(必着)

(3) 提出方法:電子メール、持参又は郵送により広聴広報課に提出

※ 電子メールの場合は、メール送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。

※ 持参の場合は、郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。

※ 郵送の場合は、書留等の発送及び配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。

3 企画提案書等の作成及び提出

提案参加者は、次に掲げる書類について、原本1部及び写し5部、原本データを格納したCDを提出すること。なお、原本及び原本データには全て法人名を記載し、写しには法人名を記載しないこと。

(1) 提出書類

ア 企画概要書(様式5)

イ 企画提案書(任意様式)

別紙仕様書「7 企画提案」について、構成が分かるような絵コンテ等を提出すること。

ウ 業務実施体制(任意様式)

本業務を受託するに当たって業務責任者、各担当者の本業務における役割等を記載すること。また、業務に携わる人数が分かるようにすること。

エ 業務スケジュール(任意様式)

受託期間中の業務スケジュール案を記載すること。

オ 参考見積書(任意様式)

経費内訳については、本業務を実施するために必要な経費(消費税等含む。)を記載することとし、できるだけ詳細に記載すること。

(2) 提出期限:令和7年11月17日(月)午後5時15分まで(必着)

(3) 提出方法:持参又は郵送により広聴広報課に提出

※ 持参の場合は、郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に

規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。

※ 郵送の場合は、書留等の発送及び配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。

(4) 提案数

上限を設けない。

第5 審査方法

1 資格審査

「第2 参加資格」の事項を満たす者かを審査する。結果については、令和7年11月10日（月）までに電子メールで通知する。

2 企画提案審査会

発注者は、企画コンペについて審査を行うため、郡山市SNS動画制作及び広告配信業務委託に係る企画提案審査会を置く。

3 書面審査

企画提案審査会は、提出された提案書等について書面審査を実施し、最も評価の高い企画提案者を決定する。結果については、令和7年11月21日（金）までに電子メールで通知する。

第6 選定基準

提出された提案書等について、下記の事項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

1 企画提案の企画力（10点）

2 企画提案の構成本・表現方法（20点）

3 効果的な広告方法（10点）

4 業務実績及び業務実施体制（5点）

5 参考見積額（3点）

※ 参加申込者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を契約候補者とする。ことに何ら支障がないものとする。

※ 企画提案書等に対する評価点の合計点が満点の50%未満の場合は、契約候補者としなないことがある。次順位者においても同様の取り扱いとする。

※ 評価点の最も高い者が複数いた場合、「1 企画提案の企画力」、「2 企画提案の構成本・表現方法」の合計点が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者とする。

第7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

1 参加資格要件を満たしていない場合

2 提出書類に虚偽の記載があった場合

3 実施要領等に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

5 参考見積額が、提案上限金額を超過した場合

6 契約締結までに、国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置を受けた場合

第8 契約条件

1 提出された企画提案書等について企画提案審査会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- 2 契約候補者の決定から契約締結までに「第7 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 発注者は契約に当たり、採用した企画提案内容等について変更を求めることができるものとする。
- 4 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）第8条第1項第5号の規定により免除とする。
- 5 契約書の作成を要する。
- 6 発注者は、全ての業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

第9 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市役所本庁舎2階
郡山市政策開発部広聴広報課
電話番号：024-924-2061
メールアドレス：kocho@city.koriyama.lg.jp

第10 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案書に関するプレゼンテーションは実施しない。
- 3 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、提案参加者の負担とする。
- 4 提出書類は返却せず、提案書類の著作権は提案参加者に帰属する。
- 5 提出書類は本企画コンペの実施以外の目的では使用しない。
- 6 企画コンペ実施に関する審査結果については、市ウェブサイトに掲載する。